

令和5年度第5回沖縄地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月30日(水) 9:28~10:16
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)
- 3 出席者
公益代表委員 4名(岩橋培樹、上江洲純子、島袋秀勝、城間貞、敬称略)
労働者代表委員 4名(石川修治、喜納浩信、照喜名朝和、野原陽子 敬称略)
使用者代表委員 5名(親川進、佐久本和代、田端一雄、比嘉華奈江、福地敦士 敬称略)
事務局 5名(西川労働局長、嘉数労働基準部長、小池賃金室長、
宜間賃金室長補佐、柴垣労働基準監督官)
- 4 議題
 - (1) 「沖縄県畜産食料品製造業最低賃金」及び「沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金」の廃止決定について
 - (2) 沖縄地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について
 - (3) その他
- 5 添付
 - ・「第5回沖縄地方最低賃金審議会(議事録)」
 - ・「沖縄県畜産食料品製造業最低賃金の廃止決定について(答申)」
 - ・「沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定について(答申)」
 - ・「沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)」

第5回沖縄地方最低賃金審議会（議事録）

○小池賃金室長

おはようございます。

定刻前ですが、出席を予定している方が全員揃っていますので、これより、第5回沖縄地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、朝早くからご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、各委員の出席状況についてでございますが、公益委員が4名、労働者側委員4名、使用者側委員5名でございます。

最低賃金審議会令第2条により、沖縄地方最低賃金審議会の委員の定数は15名でありますので、本審議会は定足数を満たしており、有効に成立していることを報告いたします。

西村委員、知花委員は、所用のため欠席の連絡を受けております。

以上となります。

それでは、これからの議事進行を島袋会長にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○島袋会長

委員の皆様、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、令和5年度第5回沖縄地方最低賃金審議会を開催いたします。

はじめに、本日の議事録署名人ですが、労働者側委員は、野原委員、使用者側委員は、比嘉委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいいたします。

本日の議題1は、「沖縄県畜産食料品製造業最低賃金及び沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定について」であります。

まず、関係労働者及び関係使用者の意見聴取について事務局から説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

7月31日の第2回本審でも説明しておりますが、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとなっていることから、7月31日から8月15日まで、意見聴取の公示を行いました。意見の提出がなかったことをご報告させていただきます。

○島袋会長

ありがとうございます。

その他、事務局から説明等ございますでしょうか。

○小池賃金室長

それでは資料の説明をさせていただきます。

お配りしている資料1の1ページについて説明いたします。

こちらは、沖縄県畜産食料品製造業最低賃金及び沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の改正決定の申出状況でございます。

特定(産業別)最低賃金については、各都道府県ごとに定められている地域別最低賃金、沖縄県で言いますと沖縄県最低賃金と異なり、労働者あるいは使用者からの決定、改正、廃止決定の申出があった場合に、労働局長は審議会に調査審議を求めることになっておりますが、この表をご覧くださいますと、平成26年以降両特定最低賃金とも、関係労使からの申出がない状況となっております。

続きまして、2ページをご覧ください。

こちらに、沖縄県畜産食料品製造業最低賃金及び沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の改定の推移の表をつけてございます。

先ほど、両最低賃金ともに関係労使からの申出がない状況と申し上げましたが、結果的にこの表のとおり、平成26年以降、両特定最低賃金につきまして改正決定がなされておられません。

また、平成27年10月9日から沖縄県最低賃金が、両特定最低賃金額を上回る状況になりましたので、この日より両特定最低賃金が適用されている労働者、使用者については、沖縄県最低賃金が適用されています。

現在も、沖縄県最低賃金の適用となっております。

以上簡単ですが、資料の説明とさせていただきます。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から、資料1、資料2の説明がありました。

沖縄県畜産食料品製造業最低賃金及び沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止について、ご意見とご質問等あればお願いいたします。

(委員、挙手)

○島袋会長

喜納委員、よろしくお願ひいたします。

○喜納委員

おはようございます。

労側の喜納です。

よろしくお願ひいたします。

だいぶ長い歴史の中ですが、当初当該労使のイニシアティブによって特定最低賃金が設定された意義から、本当は再度考えてみるべきことだろうと、私は思っています。

当該産業の関係者の意見聴取の機会なしに審議が至らないことは、労働者として大変残念に思っています。

両産業とも、地域にとって重要な産業であると同時に、雇用の受け皿となっていることは事実です。

労働の内容は、決して単純ではなく、専門の知識や技術を要し、精神的身体的にも負担である職種でありながら、賃金水準は、その産業に見合うものではないと考えています。

そのため、職場として選択されることが懸念されることがあり、このために採用難が続き、両産業全般人手不足が慢性的な状況で、事業の存続にも関わる状況にある事業所もあります。

県民の生活を支え、社会をつなぎ、沖縄に不可欠な産業であると考え、特定産業別最低賃金の当該労使による状況確認と課題の意見交換を本来実施し、その産業が継続拡大していくために、特定最低賃金が果たす役割を審議することが重要であると労働者側は考えています。

しかしながら、答申に至らなかったこと、廃止の俎上に載ったことは大変残念に思っています。

今回の件において、それから、その他の各種特定最低賃金において、特定地域最賃の重要性がますます高まることになっております。

本年度の沖縄県の最低賃金は、九州における最低金額で、全国でも2番目に低く、沖縄の経済的、社会的な状況や、雇用条件を踏まえたものとは言えないと労働者側は忸怩たる思いでいます。

特定最低賃金の設定意義である産業の維持発展と公正競争の推進、そして、そこで働く人々の生活の安定を図ることを、労使ともに再認識して、存続していただければ大変有難いと労働者側は思っています。

以上です。

よろしくお願ひいたします。

○島袋会長

はい、ありがとうございます。
その他ございませんでしょうか。

(委員、挙手)

○島袋会長

はい、田端委員お願いします。

○田端委員

はい、今回は、2つの特定最低賃金の廃止についてお話しします。

先ほど、事務局から説明がありましたように、沖縄県畜産食料品製造業と沖縄県清涼飲料、酒類製造業については、9年間申出がなく、沖縄県地域別最低賃金を9年間下回っています。

そもそも、特定最低賃金は、地域別最低賃金を上回る基準が必要と認められる場合に、関係労使の申出を受けて、公労使三者の全会一致で手続きを経て、決定されることが前提となっています。

この現状からすると、特定最低賃金の要件を満たしていない状況ですので、廃止することが適当だと思います

廃止するからと言って、この産業を否定することではなく、今、人手不足の状況で、特定の産業によっては、産業の魅力を高めるために公労使一体となって、関係労使の総意として合意することがあれば、そのときはまた、特定最低賃金として復活することはあると思っています。

今回は9年間、申出もなく、沖縄県地域別最低賃金を下回っている現状を踏まえると、廃止することが適当であると思っています。

以上であります。

○島袋会長

ありがとうございます。

その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

労働者側の方から、存続させた方が良いのではないかというご意見をいただきましたが、事務局から説明のあった資料の内容を踏まえると、沖縄県畜産食料品製造業最低賃金及び沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金を廃止しても良いと考えます。

その結論をしたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

(異議なし)

○島袋会長

よろしいでしょうか。

それでは、労側の意見、また、使側の将来この制度が回復する可能性があるという発言も踏まえ、沖縄県畜産食料品製造業最低賃金と沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定について、沖縄労働局長に答申したいと思いません。

事務局が答申(案)を配付いたしますので、しばらくお時間をいただきたいと思えます。

よろしく願います。

(事務局、答申(案)を配布)

○島袋会長

しばらく、内容のご確認をお願いいたします。

ご検討いただいたと思えます。

この内容でよろしいでしょうか。

(修正、意見なし)

○島袋会長

ありがとうございます。

それでは、沖縄県畜産食料品製造業最低賃金と沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定について、局長に答申したいと思えます。

事務局において、準備をお願いいたします。

(西川労働局長、席を立ち、島袋審議会会長席後方へ移動)

令和5年8月30日

沖縄県労働局長 西川昌登殿

沖縄地方最低賃金審議会 会長 島袋秀勝

沖縄県畜産食料品製造業最低賃金の廃止決定について(答申)

当審議会は、令和5年7月31日付け沖労発基第0731第5号をもって貴職から諮問のあった沖縄県畜産食料品製造業最低賃金の廃止決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申します。

別紙を、読み上げます。

次の沖縄県畜産食料品製造業最低賃金を廃止決定の官報公示の前日限り廃止すること。

1、適用する地域、沖縄県の区域

2、適用する使用者、前号の地域内で畜産食料品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する子会社を通じての主要な経済活動が畜産食料品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間683円

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

続きます。

沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止について(答申)

当審議会は、令和5年7月31日付け沖労発基0731第5号をもって貴職から諮問のあった沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申いたします。

別紙の内容ですが、先ほどの沖縄県畜産食料品製造業最低賃金と同様の内容になっていますので、省略させていただきます。

(島袋審議会会長から西川労働局長へ答申文が読み上げられ、手交される)

○島袋会長

それでは、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○小池賃金室長

2つの特定最低賃金の廃止の答申の意見に係る公示を、本日中に行います。

もし、廃止に関し、異議申出がございましたら、当該異議審開催につきましては、9月15日に開催を予定いたします。

その場合は、改めて皆様の日程を調整させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○島袋会長

ありがとうございます。

議題1で議論した、沖縄県畜産食料品製造業最低賃金及び沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止について、特にご質問はございますか。

(特になし)

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

それでは、議題2に移ります。

本日の議題2は、8月14日に当審議会で沖縄県最低賃金の改正決定について答申した内容に関して、異議申出があり、この異議に関する審議となっております。

異議申出の経緯について、事務局から説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

8月14日に沖縄地方最低賃金審議会から沖縄県最低賃金の改正決定に関する意見、答申の提出がなされたことから、最低賃金法第11条第1項に基づき、同日から8月29日まで意見申出の公示を行っています。

皆様の手元に配布させていただいた資料4、5ページの申出書の写しをご確認いただきたいと思います。

公示に対して、公示期間中の8月29日に同日付けの異議申出書を沖縄県労働組合総連合議長、穴井輝明氏から受理したところです。

最低賃金法第11条第3項におきまして、労働局長は、異議の申出があった場合には、地方最低賃金審議会に意見を求めなければならないこととなっておりますので、本日の審議会において諮問させていただくこととなります。

以上でございます。

○島袋会長

ありがとうございます。

それでは、西川労働局長から「異議申出書」に関する諮問をいただきたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○小池賃金室長

諮問文につきましては、資料5にございますのでご確認ください。

(西川労働局長、席を立ち、島袋審議会会長席後方へ移動)

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、2023年8月29日付けをもって沖縄県労働組合総連合議長穴井輝明から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

(西川労働局長から島袋審議会会長へ諮問文が読み上げられ、手交される)

○島袋会長

ただいま、西川局長から諮問をいただきました。

早速、異議申出に関する検討を行いたいと思います。

事務局から提出された「異議申出書」の概要について、説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

「異議申出書」は、資料4に写しをお配りしてございます。

異議申出書については、異議申出書を受理しました当日の29日に、各委員の皆様にもメールでお知らせしているところでございますが、内容について説明させていただきます。

沖縄県労働組合総連合議長穴井輝明氏からの申出の内容として、専門部会で真剣な議論があったことは、この間、専門部会の傍聴を通し認識しており、過去最高の引き上げ額であるという点については、否定するものではないということです。

しかし、沖縄県内労働者の置かれた状況を考えたときに、43円の引き上げ額では生活防衛にならないことは明らかで、物価上昇は続いており、食品の値上げは今後も続くと報道されており、今回の引き上げ額では生活改善にほど遠く、到底納得出来るものではありません。

日本国内で最低水準にある沖縄の最低賃金で普通に暮らせるのか、文化的で最低限度の生活が保障されるのかという観点が必要であるが、今回の決定は、企業の支払い能力に重きを置き、労働者の生計費を改善するという観点が弱いとのことです。

年々増えている非正規雇用労働者は、特に低賃金に置かれたままで、全国的に見ても低賃金の沖縄、他県と海を隔てていることから、人や物の移動だけで

も費用がかかる地理的に不利な状況を鑑みれば、沖縄こそ時給 1500 円以上必要です。このままではいつまでたっても格差と貧困は続き、都市部との地域格差は沖縄県の雪崩的な人口減少の引き金になる可能性がある、そういったご主張でございます。

以上が、説明でございました。

○島袋会長

ありがとうございます。

各委員の皆様には、事務局からただいまご説明いただいた異議申立書が事前
に送付されているため、事前にご検討いただいているものと思います。

今回の申出内容の趣旨といたしましては、当審議会の審議において結論として出された金額、時間額 896 円が低く、さらなる増額、時間額 1500 円以上を実現するために再審議を求めるということになると思います。

それでは、申出内容について、労使それぞれご意見があれば伺いたいと思います。

ご意見があれば、よろしく願いいたします。

(委員、挙手)

○島袋会長

石川委員お願いします。

○石川委員

石川です。お疲れ様でございます。

申出内容ですが、3 段落の 4 行目に、「文化的で最低限度の生活が保障されているのかという観点が必要である」とご指摘いただいています。

最低賃金法の目的の中にあります労働者の生活の安定を踏まえた観点から、現代の最低賃金額の水準並びにこれまでの消費者物価上昇率等を踏まえ、労働者側委員として、初回から誰もが 1,000 円を目指す、その通過点として 900 円という額を提示させていただきました。

しかし、物価上昇が続く中、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを守る観点において、本年度の改定額 1 時間当たり 896 円は、我々も十分ではないという認識を持っています。

最低賃金法では、最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金、並びに通常の事業の支払い能力、この三要素を総合的に勘案して都道府県ごとに決められることになっています。

その前提は、公労使の三者構成で審議した結果に基づく改正を行うことにあると思っています。

今回、我々、労働者委員は、とりわけ「生計費」、賃金実態に重点を置くべきだと主張して参りました。

生計費に重きを置くことへの認識を持ちつつ、通常の事業の支払い能力に影響を与えている労務費を含めた価格転嫁の進捗状況等も鑑みるべきということで、これまで議論をしてきたかと思っています。

支払い能力については、第4表の数字だけでなく、今期の春闘の結果の支払い能力も一つの指標だと主張させていただきました。

この生計費、賃金実態の観点で言えば、まだまだ十分ではありませんが、今年の引き上げ額が過去最高の引き上げ額であることを踏まえ、公労使が真摯に議論し尽くした結果であると受け止めています。

今回、異議申出書の内容を含め、ここに書かれている内容も考慮したうえで、審議を行ってきたと思いますので、結果については答申のとおりで良いと思っています。

また、労働者側団体の方から、初回の意見書の中に、全国一律最低賃金制度等についてご意見があったと思いますが、こちらについては、現行の最低賃金法の改正を伴うものでもありますので、中央の全員協議会等での議論事項になると思っています。

こういった件も含めまして取扱いについては、意見要望があったことを、沖縄労働局の方から中央の方に伝達をしていただきたいと思いますと思っています。

また、付帯決議にもありました中小企業への支援策、改善要望についてはしっかりと我々公労使が一体となり、また、行政の皆様にも動いていただきながら、引き続き誰もが最低1,000円、その先を見据えた議論になるよう次年度の審議会に期待したいと思っています。

以上でございます。

○島袋会長

ありがとうございます。

そのほか、ご意見ございますか。

(委員、挙手)

○島袋会長

お願いいたします。

○田端委員

はい、使用者委員の田端です。

この異議申出に関する意見を申し上げる前に、事務局に一つ確認をさせていただきたいです。

この異議申出書の4段落目の生活保護との比較の中で、令和3年度の資料となっていることについて、今年状況と全く異なると書かれていますが、そもそも答申で出されている生活保護との比較は、今回の改定額896円ではなく、令和3年に発効した820円に対して、そのときの生活保護との比較だったと思いますが、そういうことで間違いはないか確認させていただきたいと思います。

○島袋会長

事務局、お願いいたします。

○小池賃金室長

生活保護との比較は、審議会の中では7月31日に開催されました第3回の本審に資料を添付していますが、令和3年度の沖縄県最低賃金の820円と同年度の生活保護費の時間換算額では、152円最低賃金額が上回っていることを説明しています。

毎年生活保護費の改定が10月に行われておりまして、各地域の最低賃金の改定答申が現在8月中に行われていることから、前々年度の当該額での比較ということで、答申の時に記載いただいています。

前年度の比較でも可能ではというご意見もあると思いますが、単身の被保護世帯数の確定時期との兼ね合いもあり、中央最低審議会においても同じ令和3年度の比較で行っています。

以上でございます。

○田端委員

ありがとうございます。

令和3年の最低賃金820円との比較で、その当時の生活保護水準を比較すると問題がないということだと思っています。

令和3年の最低賃金額820円が、今年度896円に改定になり9.3%上昇しています。

令和3年度最低賃金額820円から令和4年度最低賃金額853円との比較では4%、令和4年度最低賃金額853円から今年度の改定額896円との比較では5%上昇していて、この間9.3%も上昇しています。

一方で、物価がどうなっているかと言いますと、沖縄県の消費者物価指数7

月分が、令和2年を100とした場合107.1ですから、それからすると物価上昇率7.1に対し、最低賃金額上昇率は9.3となっています。

ちなみに、令和2年を同じようにベースにした、最低賃金額792円との比較では、13.1%も最低賃金が上昇しています。

結局、物価指数をはるかに上回る最低賃金の伸びとなっているので、この異議申出の内容については、適当ではないと思っています。

もう一つ、「企業の支払い能力に重きを置く」とありますが、これは専門部会の中でも申し上げたのですが、最低賃金は、最低賃金法第9条第2項で三要素、いわゆる労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮するとございます。

使用者側として通常の事業の支払い能力を見た場合、今年度は過去最高の引き上げ額となったので非常に厳しい状況にあります。一応三要素を考慮して審議会の中で決定されたものになります。

使用者側は反対をしたので、この改定額が適当であるとは申し上げませんが、審議を尽くした結果であると考えていますので、異議申出は認められないと思っています。

○島袋会長

ありがとうございます。

そのほか、ご意見等ございませんか。

(特になし)

○島袋会長

ありがとうございます。

労側、使側の方からご意見をいただきました。

これまでの金額調整に係る審議経過を確認します。

7月20日の専門部会開始後、7月25日、27日に事業場実地視察。

7月31日、第3回専門部会において、今般異議申出をいただいております。穴井沖縄県労連議長からの意見陳述及び労使の推薦参考人からの意見聴取、基礎調査結果説明がありました。

8月3日の第4回専門部会では、労側の方から現行時間給853円にプラス47円、使側の方からプラス20円との額の提示をいただきました。

その後、8月7日、9日、14日と専門部会を開催して継続審議を実施し、労側プラス43円、使側プラス38円と歩み寄りをいただきましたが、5円の溝が埋まらず、8月14日の第4回本審で採決となり、プラス43円の時間給896円

の改正額が妥当との答申をさせていただいた次第です。

各委員、審議会としても難しい判断となりましたが、皆様方に十分な審議を図っていただいた結果の答申と理解しております。

委員の皆様、特に他にご意見はございませんでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

ありがとうございます。

それでは、異議申出に基づき、先日8月14日に答申を行った沖縄県最低賃金について改めて審議を行う必要があるか否かを決めたいと思います。

それでは、異議申出書に基づき沖縄県最低賃金について、さらに審議を行う必要があると思われる委員の方は、挙手をお願いいたします。

(採決中)

ありがとうございます。

それでは、再審議を行う必要があると思われる委員はいないとのことですので、申出に対する当審議会の意見として、全会一致により「8月14日答申内容のとおり決定することが妥当であり、再審議を行う必要はない」との結論を持って労働局長に答申することといたします。

答申文書作成までしばらく休憩とさせていただきます。

しばらくお時間をいただきたいと思います。

(答申文書作成)

○島袋会長

それでは、答申案を配布いたします。

事務局よろしく願いいたします。

(答申(案)配布)

○島袋会長

各委員の皆様は、答申案を検討されていると思いますが、この答申案でよろしいでしょうか。

内容、また、誤字等あればご指摘いただきたいと思います。よろしいでし

ようか。

(異議、修正等なし)

○島袋会長

ありがとうございます。

それでは、この答申(案)の方から(案)を取り、答申とさせていただきます。
事務局、答申の写しを配布していただきたいと思います。

(事務局、答申(写)を配布)

○島袋会長

それでは答申に移ります。

(西川労働局長、席を立ち、島袋審議会会長席後方へ移動)

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和5年8月30日貴職から、8月29日付け沖縄県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する沖縄県労働組合総連合議長穴井輝明からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月14日付け答申どおり決定することが適当である。

○島袋会長

ただいま、答申を行いました。

事務局から、今後の予定について説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

本審議会の答申をもって、今年度の沖縄県最低賃金の改正手続は本日から行うこととなります。

あくまでも最短での予定となりますが、官報公示は9月8日を見込んでいます。

また、現時点において、改定後の最低賃金の発効日は、10月8日となる予定でございます。

官報公示により確定いたしますので、その際は委員の皆様及び県内への広報

周知を行うこととしています。

以上でございます。

○島袋会長

続きまして、議題3、「その他」に移りますが、事務局から何かありますでしょうか。

○小池賃金室長

まず、他局の地方最低賃金審議会の答申状況についてでございますが、先にお知らせしましたとおり、8月18日に、47局の審議会で答申が出揃っております。

資料6、8ページに、厚生労働省が8月18日に公表した内容を添付してございます。

それによりますと、現行水準額からの目安額Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円の引き上げに加え、プラスマイナスゼロからプラス8円までの上げ幅でございます。

現行からの引き上げ額プラス47円が2件、46円が2件、45円が4件、44円が5件、43円が2件、42円が4件、41円が10都府県、40円が17県、39円が1都県となっています。

また、答申いただきました時間額896円で並ぶ都道府県は、沖縄県と徳島県となっています。

それ以外について、現在、8月14日に答申いただいき、付帯決議もいただいたところですが、現在労働局としても色々と動いておりまして、その中でも現在、内閣府の沖縄総合事務局や沖縄県とともに、中小企業や小規模事業者支援対策を取りまとめ、「沖縄県版支援パッケージ」という形で、作成準備中でございます。

先ほど申し上げましたとおり、9月8日に官報公示を予定していますが、それに合わせて、この「沖縄県版支援パッケージ」につきましても公表いたしまして、その後、各団体等に広く周知する予定としています。

以上でございます。

○島袋会長

ありがとうございます。

それでは、西川労働局長よりご挨拶をいただけるということですので、最後に、西川局長よろしく願いいたします。

○西川労働局長

労働局長の西川です。

本日は、沖縄県畜産食料品製造業最低賃金及び沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定に関し真摯にご審議をいただきまして、両特定最低賃金の廃止決定の答申をいただきました。

我々労働局としましては、答申を踏まえましてこれから必要な手続きを進めてまいります。

そしてまた、本日は、沖縄県の最低賃金の改正決定に関して提出をされました異議申出に対しまして、8月14日に審議会から出されました答申結果に変更はないとの結論をいただきました。

これを踏まえまして、我々労働局としましては、この答申を最大限尊重いたしまして、答申どおりの896円を改定額としまして、本日より公示の手続きを進めてまいります。

これにより、先ほど賃金室長から説明がありましたように、早ければ10月8日から896円になります。

また、8月14日の答申の付帯決議として付されました労務費、原材料費などの上昇分を適切に転嫁できる取組のさらなる強化、または、公共調達の契約の相手方に対する最低賃金改定に伴う契約変更に関する協議など、この付帯決議の内容につきましては、8月21日に沖縄県庁、それから内閣総事務局をはじめ、関係自治体に対して協力の要請を行ったところです。

さらに、付帯決議の中にございました業務改善助成金の拡充につきましては、現在、厚生労働省本省におきまして、さらなる拡充を検討しておりまして、近日中にその拡充内容をお知らせできる予定と聞いております。

それらを含めて中小、それから小規模事業者への各種の支援策を取りまとめまして、今後、賃上げの環境整備としてご活用いただけるようにしっかりと周知を図ってまいりたいと思っております。

委員の皆様には、最低賃金額の改定の発効に向けて、各種の支援策の周知も含めたご協力、また今後とも労働行政へのご理解とご協力を賜ることをお願いいたしまして、私の挨拶といたします。

本日までご審議、誠にありがとうございました。

○島袋会長

西川労働局長、ありがとうございました。

本日の審議会にて予定されていた議題の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度第5回沖縄地方最低賃金審議会を終了いたします。

ご審議委員の皆様、ご審議にご尽力いただきましてありがとうございました。

大変お疲れ様でした。

ありがとうございました。



沖地最審第8号
令和5年8月30日

沖縄労働局長
西川昌登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄県畜産食料品製造業最低賃金の廃止決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月31日付け沖労発基0731第5号をもって貴職から諮問のあった沖縄県畜産食料品製造業最低賃金の廃止決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

(別紙)

次の沖縄県畜産食料品製造業最低賃金を廃止決定の官報公示の前日限り廃止すること。

1 適用する地域
沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で畜産食料品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が畜産食料品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 683円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



沖地最審第9号
令和5年8月30日

沖縄労働局長
西川昌登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月31日付け沖労発基 0731 第5号をもって貴職から
諮問のあった沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止決定について、慎重に
審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

(別紙)

次の沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金を廃止決定の官報公示の前日限り廃止すること。

1 適用する地域
沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で清涼飲料製造業、酒類製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が清涼飲料製造業又は酒類製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 686円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



沖地最審第7号
令和5年8月30日

沖縄労働局長
西川昌登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和5年8月30日貴職から、8月29日付け沖縄県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する沖縄県労働組合総連合議長 穴井輝明からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月14日付け答申どおり決定することが適当である。